

ネットワーク時代のアーカイブズ機関における利用サービスの在り方とは ——利用サービスに関する規則・規程の視点から——

田嶋 知宏†

1. はじめに

あらゆる組織活動において、コンピュータをはじめとする新たな技術の導入は、効率的な業務の遂行を図るとともに、多様な媒体の記録作成を促すことにつながる。

日本において国や地方公共団体は、行政の情報化や電子政府・自治体の推進によって電子的に作成された記録が増大する状況に直面しつつある。大学や企業の状況もほぼ同じ状況であるといえる。

その状況は、今後ますます顕著となってくると容易に想像をめぐらすことができるであろう。電子的に作成される記録の割合が増加すると予想される中で、アーカイブズ⁽¹⁾機関は、電子的な記録の受け入れに向けた体制の構築を期待されている。それを反映して、電子的な記録の長期的な保存の方法やメタデータの標準化に関する事項、大量の電子記録に対応する評価選別の手法などに関する試みや調査研究は数多く取り組まれている⁽²⁾。

他方、日本のアーカイブズ機関は、デジタルアーカイブズ等によるオンラインを通じたサービスや資料の提供に取り組み始めている⁽³⁾。現在、日本のアーカイブズ機関において、オンラインを通じて提供されるデジタルアーカイブズのほとんどは、紙やマイクロフィルムなどの媒体から電子化

された複製されたアーカイブズである。つまり、現在デジタルアーカイブズとして提供される記録は、先に挙げたような作成段階から電子的に作成された記録ではないということである。それは、アーカイブズ機関が電子的な文書の受け入れ開始段階であること、受け入れた記録について一定期間利用制限⁽⁴⁾を設けていることなどの背景がある。換言すれば、多くのアーカイブズ機関では、受け入れ始めた電子的な記録は、利用制限期間中であり、本格的な利用提供に迫られていない状況である。

しかしながら、一般的に行われている紙やマイクロフィルムから電子化した記録の提供とともに、最初から電子的に作成された記録を提供していく日もそう遠くはないであろう。それが実現したときには、現在よりも顕著にオンラインを通じて非来館型のサービスが多くの人々から自然に要請されると予想される。

以上のような近い将来の状況を見据えて、デジタルアーカイブズを代表とするオンラインによる利用サービスのあり方を考えておく必要がある。

本稿では、それを検討するために、アーカイブズ機関における利用サービスの実践動向及び、研究動向から、オンラインを通じた利用サービスに対する関心や取り組み状況を踏まえる。その上で、

†筑波大学大学院図書館情報メディア研究科

その利用サービスの方向や位置づけを示し、支える「利用に関する規則・規程」を題材として、デジタルアーカイブズやオンラインを通じたサービスにどれだけ対応しているのか分析する。その分析を通じて、日本のアーカイブズ機関がどれだけオンラインを通じた非来館型サービスに対応をしようとしているのか—その姿勢を明らかとするとともに、今後対応していくべき点を明らかとする。

2. アーカイブズ機関における利用サービス

最初に、アーカイブズ機関における利用サービスの実践動向及び、研究動向についての現状を確認しておきたい。

2.1 実践動向

アーカイブズ機関は、アーカイブズの閲覧、レファレンスサービス、アーカイブズの展示などを通じて、多様な利用者に対してさまざまな利用提供を実践している。こうした実践の状況は、各アーカイブズ機関で発行される年報、要覧、館報などに掲載されることが多い。実務に不案内な筆者が、詳しい実践の内容について踏み込むことは避けるが、いくつか事例を挙げておくことにする。

多くのアーカイブズ機関は、閲覧室を設けて来館者を迎え、利用申請の後に資料の閲覧に供する利用サービスを提供している。

例えば、『愛知県公文書館年報』⁽⁵⁾には、開館日数、入館者数、利用冊数、複写枚数、展示会の報告などが記載されている。愛知県公文書館は、オンラインを活用した所蔵資料検索システムを通じて「本館閲覧室でも自宅や会社でも資料検索から閲覧票の出力までが可能」⁽⁶⁾とする環境を利用者に向けて提供している。「東北大学史料館事業年報」には、資料閲覧申請数、撮影・複写許可件数、電話などによるレファレンス対応件数、資料の展示会などについての記載がある。

また、アーカイブズ機関の多くは、普及活動と

呼称される資料の展示会や講座などに取り組んでいる。群馬県立文書館の『文書館だより』⁽⁷⁾には、収蔵資料展「武家文書の世界」についての開催記録が掲載されている。また、広島大学文書館『広島大学文書館紀要』には、広島大学文書館企画展示2007「梶山季之資料展 君は梶山季之を知っているか!」⁽⁸⁾に関する開催記録が報告されている。

以上、簡単にいくつかのアーカイブズ機関の事業報告を確認するだけでも、現在のアーカイブズ機関による利用サービスは、来館を基本とする特徴を掴むことができる。ここで具体的な事例を言及しなかったアーカイブズ機関における利用サービスについても、同様に来館を基本としている⁽⁹⁾。

2.2 研究動向

これまでに、アーカイブズ機関の利用サービスに関する調査や研究は、少なからず取り組まれてきた。

アーカイブズ機関における利用サービス研究の代表的なものとして、白井哲哉による「文書館の利用と普及」⁽¹⁰⁾がある。白井の研究は、アーカイブズ機関における利用サービスを利用者論の観点から研究している。白井は、「文書館のHPで一般的に見られるのは、館のあいさつ文、館へのアクセス、組織・業務の紹介、収蔵史料の概要紹介、各種普及活動の広報などである。これに加えて、収蔵史料の個別検索、関連団体紹介、コラムや論文等のネット上での公開、Webの常設展示などの例も見られる」⁽¹¹⁾と紹介する。また、白井は「来館せずに文書館の利用が全て事足りるべきとも考えない。多様な媒体は多様性を活かして活用すべきであり、原史料の保存機関である文書館は直接閲覧が最も有意義な情報受信との立場を堅持すべきだろう」⁽¹²⁾と主張している。これは、現段階で白井のいう原史料には、ポーンデジタルの文書の提供を念頭においていないことを意味して

いる。

この他に森本祥子による、普及活動の視点からアーカイブズ機関で供されるサービスについての位置づけをおこなった研究⁽¹³⁾、源河葉子による、アーカイブズ機関で供されるレファレンスサービスに焦点をあてた研究⁽¹⁴⁾、小松芳郎による、「利用、研究、普及」⁽¹⁵⁾についての全体像についてまとめた文章などがある。しかし、いずれもアーカイブズ機関における利用サービスを多様な面から取り上げているものの、デジタルアーカイブズやオンラインを通じたアーカイブズ機関によるサービスについての言及が欠けている。

2.3 アーカイブズ機関における利用サービスとその課題

実践動向及び研究動向から明らかとなったようにアーカイブズ機関は、デジタルアーカイブズという手段を用いてサービスを始めようとしている萌芽的段階にあるといえる。しかし、そのサービスは、どのような方針の下で実施されているのか、また取り組むべきであろうか。その観点について検討された研究は、これまで行われてこなかった。

アーカイブズ機関の利用サービスは、当該機関の業務のひとつとして何らかのかたちで位置づけられることにより実施される。一般に、その位置づけは、アーカイブズ機関の設置に関する法令、条例、規則、規定（以下、総称してアーカイブズ機関の利用規則・規程とする）といったようなものに盛り込まれている。これまで、そのサービスを支える規則や規程といったものに焦点があてられることは少なかった。

2.4 分析方法

アーカイブズ機関により行われる記録の利用サービスは、アーカイブズ機関の利用規則・規程に基づき実施される。アーカイブズにおいて、アーカイブズ機関の利用規則・規程は、その利用に対

する姿勢や方針を示すものである。したがって、デジタルアーカイブズは、アーカイブズ機関の利用規則・規程がそのサービス提供の際に拠り所となっているのである。

デジタルアーカイブズを提供する際には、紙メディアを前提とした利用規則・規程だけでは不十分な部分が出てくるといえるであろう。そのためには、媒体を問わないようなアーカイブズ機関の利用規則・規程の在り方が望まれる。

そこで、本稿では、あらゆるアーカイブズ機関を対象とするのは筆者の能力的にも限界があるため、日本の国のアーカイブズ機関、地方公共団体のアーカイブズ機関、国立大学に設置されたアーカイブズ機関を対象として、これまでの先行研究において取り組まれてこなかったアーカイブズ機関の利用規則・規程がウェブサイトを通じてどのくらい明示されているのかを明らかとする。また、その内容を分析することで、どのような利用について明確に示し、どのような方針が示されているのかについての傾向を分析する。それを明らかにすることを通じて、今後予想されるポーンデジタルの文書を前提とした本格的なデジタルアーカイブズの利用サービスに先駆けて、現状のアーカイブズ機関の利用規則・規程がどう対応してゆくべきかを示すことを本稿の目的とする。

3. アーカイブズ機関の利用規則・規程に関する情報発信の状況

先にあげたようなデジタルアーカイブズの提供の有無に関わらず、ほとんどのアーカイブズ機関は、ウェブサイトを通じた情報提供、広報活動を日常的に実施している⁽¹⁶⁾。

こうした、アーカイブズ機関のウェブサイトを通じて利用に関する規程や規則がどのくらい公開されているのかをまずみていくことにする。また、本稿では、アーカイブズ機関のウェブサイトを通じた提供が行われていない場合には、アーカイブ

ズ機関に関連する組織（親組織）などで、当該アーカイブズ機関の利用に関する規程・規則を発信していないのかについても調査対象に加えた。

次節から国、地方公共団体、大学のアーカイブズ機関の利用規則・規程の掲載のされ方、その位置づけについてみておく。

3.1 国のアーカイブズ機関における利用サービスに関する規則・規程

オンラインで公開されている国の組織に設置されたアーカイブズ機関のウェブサイトを検査した結果、各機関の利用規則・規程は、いずれも、各組織のウェブサイトの利用サービスに関する情報もしくは、各種規程に関する情報として掲載されていた。これらの国のアーカイブズ機関の利用規則・規程は、政令や府省令ではなく、各機関の内部規則として決定されたものであった（表1）。ただし、国立国会図書館憲政資料室の利用に関する規定を含む「国立国会図書館資料利用規則」は、官報に告示されたものであった。

表1 国のアーカイブズ機関の利用規則・規程

独立行政法人国立公文書館利用規則 ⁽¹⁷⁾
アジア歴史資料データベース利用規則 ⁽¹⁸⁾
[宮内庁] 書陵部所蔵資料一般利用規則 ⁽¹⁹⁾
外務省外交史料館利用規則 ⁽²⁰⁾
[防衛省] 戦史資料の閲覧利用規則 ⁽²¹⁾
国立国会図書館資料利用規則 ⁽²²⁾ (憲政資料室)

3.2 地方公共団体のアーカイブズ機関における利用サービスに関する規則・規程

地方公共団体のアーカイブズ機関の場合は、各地方議会の設置条例に基づき設立されている⁽²³⁾。各アーカイブズ機関で実施される利用サービスの基本的な事項については、こうした条例に含められている場合も見られる。都道府県のアーカイブズ機関の利用に関する規定⁽²⁴⁾は、条例、規則や規程の中に見られる。

日本の地方公共団体のアーカイブズ機関により、一般に公開されたウェブサイトを調査した結果（表2）、来館方法や利用案内という利用の仕方を示す方法を採用して発信していることが明らかとなった。逆に地方公共団体のアーカイブズ機関は、利用規程や利用規則という形式を全面的に明示し

表2 地方公共団体のアーカイブズ機関の利用規則・規程

アーカイブズ機関名 (アーカイブズ機関の利用規則・規程の情報源)	地方公共団体のアーカイブズ機関の利用規則・規程 (その一部として含む条例・規則を含む)
北海道立文書館 (北海道例規集データベース・サービス) ⁽³⁰⁾	北海道立文書館条例 昭和60年4月1日条例6号 北海道立文書館管理規則 昭和60年6月13日規則45号
宮城県公文書館 (宮城県例規集) ⁽³¹⁾	公文書館条例 平成12年12月20日条例第132号 公文書館条例施行規則 平成13年03月23日規則第30号
秋田県公文書館 (秋田県例規集) ⁽³²⁾	秋田県公文書館管理規則平成5年10月29日秋田県規則第51号
茨城県立歴史館 (茨城県例規全集) ⁽³³⁾	茨城県立歴史館管理規則 昭和56年03月31日教育委員会規則第5号 茨城県立歴史館資料取扱要項 昭和56年06月15日教育委員会告示第6号
栃木県立文書館 (栃木県例規集) ⁽³⁴⁾	栃木県立文書館管理規則 昭和61年04月01日教育委員会規則第5号
群馬県立文書館 (群馬県例規集) ⁽³⁵⁾	群馬県立文書館の管理運営に関する規則 昭和57年3月31日教育委員会規則第3号
埼玉県立文書館 (埼玉県法規集) ⁽³⁶⁾	埼玉県立文書館管理規則昭和50年3月31日教育委員会規則第12号

千葉県文書館 (千葉県法規集) ⁽³⁷⁾	千葉県文書館管理運営規則 昭和 63 年 4 月 1 日規則第 30 号
東京都公文書館 (東京都例規集) ⁽³⁸⁾	東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程平成 14 年 03 月 29 日 公告
神奈川県立公文書館 (神奈川県法規集) ⁽³⁹⁾	神奈川県立公文書館条例施行規則 平成 5 年 10 月神奈川県規則第 86 号
新潟県立文書館 (新潟県例規集) ⁽⁴⁰⁾	新潟県立文書館規則 平成 04 年 03 月 31 日教育委員会規則第 9 号 新潟県立文書館文書等利用閲覧規程 平成 09 年 03 月 28 日教育長訓令第 2 号
富山県公文書館 (富山県例規集) ⁽⁴¹⁾	富山県公文書館条例施行規則 昭和 62 年 03 月 28 日 規則第 16 号
福井県文書館 (福井県文書館/条例・規則等) ⁽⁴²⁾	福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則 平成 15 年 01 月 29 日 規則第 3 号 福井県文書館文書等利用要綱 福井県文書館が保存する文書等の一般の利用に関する要綱
長野県立歴史館 (長野県法規集) ⁽⁴³⁾	長野県立歴史館管理規則平成 6 年 7 月 11 日教育委員会規則第 5 号
愛知県公文書館 (愛知県法規集) ⁽⁴⁴⁾	愛知県公文書館規則昭和 61 年 6 月 25 日規則第 58 号 愛知県公文書館公文書等管理規程昭和 61 年 6 月 25 日訓令第 10 号
京都府立総合資料館 (京都府例規集) ⁽⁴⁵⁾	京都府立総合資料館条例施行規則昭和 38 年 10 月 28 日京都府規則第 35 号
大阪府公文書館 (大阪府例規集) ⁽⁴⁶⁾	大阪府公文書館利用要領 大阪府公文書館利用細則
奈良県立図書情報館 (奈良県図書情報館/図書情報館の概要) ⁽⁴⁷⁾	奈良県立図書情報館公文書等の取扱いに関する規則 奈良県規則第 56 号 奈良県立図書情報館利用規程 奈良県立図書情報館館長規程第 1 号
和歌山県立文書館 (和歌山県例規集) ⁽⁴⁸⁾	和歌山県立文書館管理規則 平成 05 年 03 月 31 日規則第 21 号
鳥取県立公文書館 (鳥取県例規集) ⁽⁴⁹⁾	鳥取県立公文書館管理規則 平成 2 年 9 月 28 日鳥取県規則第 47 号 鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程平成 16 年 12 月 6 日鳥取県訓令第 14 号
岡山県立記録資料館 (岡山県例規集) ⁽⁵⁰⁾	岡山県立記録資料館条例平成 17 年 03 月 18 日 条例第 2 号 岡山県立記録資料館条例施行規則平成 17 年 03 月 18 日 規則第 21 号
広島県立文書館 (広島県法規) ⁽⁵¹⁾	広島県立文書館管理規則 昭和 63 年 09 月 22 日 規則第 60 号
山口県文書館 (山口県例規集) ⁽⁵²⁾	山口県文書館条例昭和 39 年 03 月 26 日 条例第 56 号 山口県文書館規則昭和 60 年 03 月 29 日 教育委員会規則第 6 号
徳島県立文書館 (徳島県例規集) ⁽⁵³⁾	徳島県立文書館管理規則 平成 02 年 03 月 31 日 教育委員会規則第 11 号 徳島県立文書館利用規程 平成 02 年 10 月 02 日 教育委員会告示第 13 号
香川県立文書館 (香川県法規集) ⁽⁵⁴⁾	香川県立文書館規則平成 6 年 3 月 25 日規則第 10 号
大分県公文書館 (大分県法規集) ⁽⁵⁵⁾	大分県公文書館の設置及び管理に関する条例平成 06 年 09 月 30 日 条例第 1 号 大分県公文書館管理規則平成 07 年 02 月 01 日 規則第 5 号
沖縄県公文書館 (沖縄県公文書館/関係法令) ⁽⁵⁶⁾	沖縄県公文書館管理規則平成 7 年 8 月 1 日規則第 50 号 沖縄県公文書館公文書等管理規程平成 18 年 8 月 30 日告示第 593 号

ている事例（福井県文書館、奈良県立図書情報館、沖縄県公文書館の 3 館のみ）が極端に少ないことが明らかとなった。なお、秋田県公文書館や神奈川県立公文書館、長野県立歴史館、岡山県立記録資料館、広島県立文書館の場合には、当該公文書館のウェブサイト内で電子的に公開されている『事

業年報』⁽²⁵⁾ や『神奈川県立公文書館年報』⁽²⁶⁾、『年報：2005 年度』⁽²⁷⁾、『岡山県立記録資料館年報』⁽²⁸⁾、『広島県立文書館事業年報』⁽²⁹⁾ の中に、アーカイブズ機関の利用規則・規程が含まれている。しかし、これはアーカイブズ機関を利用したいと考える人々に向けたものであると考えることが難しい。

3.3 国立大学に設置されたアーカイブズ機関の利用規則・規程

オンラインで公開されている国立大学に設置されたアーカイブズ機関のウェブサイトを検査した結果、各機関の利用規則・規程は、いずれも、各組織のウェブサイトの利用サービスに関する情報もしくは、各種規程に関する情報として掲載されていた。これらの国立大学に設置されたアーカイブズ機関の利用規則・規程は、総長決裁や館長決裁などの規則・規程を決定する主体に違いがみられた。しかしながら、その性格は、各機関の内部規則として決定されたものであった（表3）。

表3 大学のアーカイブズ機関における利用に関する規程

北海道大学大学文書館利用内規 ⁽⁵⁷⁾
東北大学史料館利用規則 ⁽⁵⁸⁾
東京大学史史料室利用規則 ⁽⁵⁹⁾
名古屋大学大学文書資料室利用規程 ⁽⁶⁰⁾
京都大学大学文書館利用要項 ⁽⁶¹⁾
広島大学文書館利用内規 ⁽⁶²⁾
九州大学大学文書館利用規程 ⁽⁶³⁾

3.4 小括

3.1から3.3では、国、地方公共団体、大学のアーカイブズ機関の利用規則・規程について、ウェブサイトを通じた掲載のされ方、その位置づけについて検証を行った。その結果、利用規則・規程の掲載のされ方は、国のアーカイブズ機関と大学のアーカイブズ機関では、各組織のウェブサイトの利用サービスに関する情報もしくは、各種規程に関する情報として掲載されており、アーカイブズ機関の利用規則・規程の情報提供のされ方の点から見れば、類似していた。これらのウェブサイトでは、当該組織のウェブページにアクセスすれば、容易に探すことができるようになっていた。

それに対し、地方公共団体のアーカイブズ機関は、利用規程や利用規則をその情報として提供し

ている事例がほとんど見られず、アーカイブズ機関の利用規則・規程を探すことができない状況であった。地方の多くのアーカイブズ機関が条例に基づき設置されていることから、条例を収録した各地方公共団体の「例規集」を探すとようやく、アーカイブズ機関の利用規則・規程を見出すことができる状況であった。多くの地方公共団体のアーカイブズ機関が、アーカイブズ機関の利用規則・規程を利用対象者に向けて示すことをしていない状況は、アーカイブズ機関の利用サービスに関する方針を対外的に客観的な形式で示せていないことを意味しているのである。

4. アーカイブズの利用サービスに関する規則・規程の内容

ここでは、国、地方公共団体、国立大学アーカイブズ機関の利用規則・規程に明示された利用サービスに関する内容分析から、どのような傾向があるのかを明かとする。

4.1 国のアーカイブズ機関における利用サービスに関する規則・規程

本節では、国のアーカイブズ機関の利用サービスを支える規則や規程について、5つの機関の6つの利用規則（独立行政法人国立公文書館利用規則、アジア歴史資料データベース利用規則、[宮内庁]書陵部所蔵資料一般利用規則、外務省外交史料館利用規則、[防衛省]戦史資料の閲覧利用規則、国立国会図書館資料利用規則（憲政資料室））から調査を行った。

その結果（表4）、利用時間や利用日（休館日）については、調査した5機関のうち4機関が明示していた。記載が見られなかった宮内庁書陵部も、利用規則と一緒にウェブ上に掲載されている「閲覧利用案内」では、その記載を確認することができる⁽⁶⁴⁾。

また、オンラインを通じて提供されているデジ

タルアーカイブズのアジア歴史資料センターの場合、コンピュータネットワーク環境が整っている利用者であれば、24時間いつでも利用することができるため、利用日、利用時間については示す必要がなく明記されていなかった。

続いて、利用が制限される文書については、調査したすべてのアーカイブズ機関の利用規則・規程から確認することができた。また、閲覧手続きの方法、複写申込についての項目も、アジア歴史資料データベースを除き、すべての館で確認することができた。逆に、明確に規程がされているのが少ない事項は、複写費用と閲覧場所の項目であった。閲覧する場所は、来館を基本としているため、暗黙の了解で施設内と考えられており、明記されていない可能性も考えられる。

また、国立国会図書館憲政資料室の利用規則では、「閲覧」（17-19条）や「利用相談」（52-55条）

と項目によっては複数項にまたがりより詳しく明示されているものとそうでないものとの差がみられた。

今回、調査した6つの機関のうち、宮内庁書陵部の利用規則は、特に必要最低限の項目しか規定されていないことが（表4）から確認可能である。調査したこれらの項目は、いずれも基本的に来館を前提とした利用規則・規程でしかないことが確認できる。このことは、国のアーカイブズ機関の場合、アジア歴史資料センターを通じた限定的なオンラインを通じた非来館型のサービスの提供に限定され、本格的な環境が整っていないことを示している。

しかしながら、アジア歴史資料センターは「デジタルアーカイブシステム」、「デジタルギャラリー」を開設しているため、非来館型に対応した規定が設けられているのである。「アジア歴史資料

表4 規則に記載された国のアーカイブズ機関の利用に関する規定内容

利用サービス内容	利用サービス内容を規定するアーカイブズ機関（*括弧内は、当該内容を規定する条項を示す）
利用時間	防衛研究所図書館（第7条）、外務省外交史料館（第7条）、国立国会図書館憲政資料室（第9条）、国立公文書館（第8条）
利用日	防衛研究所図書館（第6条）、外務省外交史料館（第7条）、国立国会図書館憲政資料室（第10条）、国立公文書館（第7条）
利用制限文書	宮内庁書陵部（第4条）、防衛研究所図書館（第8条）、外務省外交史料館（第5条）、国立国会図書館憲政資料室（第8条）、国立公文書館（第4条）、アジア歴史資料データベース利用規則（第4条）
閲覧	宮内庁書陵部（第5-8条）、防衛研究所図書館（第9条）、外務省外交史料館（第8-10）、国立国会図書館憲政資料室（第17-19）、国立公文書館（第10条）
閲覧場所	防衛研究所図書館（第9条の2）、国立国会図書館憲政資料室（第16条）、国立公文書館（第11条）
複写申し込み	宮内庁書陵部（第9条）、防衛研究所図書館（第12条）、外務省外交史料館（第12条）、国立国会図書館憲政資料室（第36条）、国立公文書館（第13条）
複写（製）費用	防衛研究所図書館（第13条）、国立公文書館（第15条）
資料転載	防衛研究所図書館（第15条）、国立国会図書館（第57条）、国立公文書館（第16条）
貸し出し	防衛研究所図書館（第17条）、外務省外交史料館（第17条）、国立国会図書館憲政資料室（第43-50条）、国立公文書館（第19条）
利用相談	防衛研究所図書館（第16条）、外務省外交史料館（第14条）、国立国会図書館憲政資料室（第52-55条）、国立公文書館（第17条）
破損対応・賠償	外務省外交史料館（第18条）、国立国会図書館憲政資料室（第28条、51条）、国立公文書館（第22条）、アジア歴史資料データベース利用規則（第6条）
行政利用	記載なし

データベース利用規則」は、全8条から構成される、アジア歴史資料データベース利用規則は、一般的に非来館の利用サービスを念頭に置いた規定となっていた。これらの規定は、オンラインを通じた非来館型サービスの対応すべき点を示した現時点での到達点と言うべきものと指摘できる。

その他にも、「国立公文書館デジタルアーカイブ」を提供する国立公文書館の「国立公文書館利用規則」第20条では、オンラインを通じた非来館型サービスに対応した規定を設けている。

国立公文書館利用規則第20条「デジタルアーカイブによる情報提供」

館は、デジタルアーカイブにより歴史公文書等の目録及び画像等の情報をインターネット及び館に設置する機器により提供する。

2 前項の規定により提供される情報を館に常置のプリンタにより出力する場合、別記様式第4号の複写・出力申込書を閲覧受付に提出するものとする。この場合、出力に要した費用は、別に定めるところにより、館に納めるものとする。

3 第1項の規定により提供される情報及びこれを出力したもの（以下「出力物等」という。）を出版、放映等に利用する場合は、第16条の規定を準用する。この場合において、同条及び別記様式第5号の出版掲載等利用承認申請書中「複写物」とあるのは、「出力物等」と読み替えるものとする。

以上のように、国のアーカイブズ機関を調査した結果、オンラインを通じた非来館型サービスに対応していく姿勢は、国立公文書館・アジア歴史資料センターの利用規則・規程で顕著に見られた。

4.2 地方公共団体のアーカイブズ機関における利用サービスに関する規則・規程

本節では地方公共団体のアーカイブズ機関の利用サービスの内容を示す規定の内容について、どのような傾向があるのかを各アーカイブズ機関の利用規則・規程に基づき、把握した。その結果（表5）、アーカイブズ機関の利用時間や利用日（休館日）については、調査した27都道府県すべてのアーカイブズ機関について記載がされている。また、利用者が遵守すべき事項、利用が制限される文書、閲覧手続きの方法についての規定を設けているものも20を超える都道府県で規定が設けられている。逆に、明確に規定がされているのが少ない事項としては、利用相談の4都道府県、行政利用の3都県である。

ところで地方公共団体のアーカイブズ機関は、そのウェブサイトにおいて電子的な「古文書教室」⁽⁶⁶⁾や電子的な「資料展示会」⁽⁶⁷⁾などを提供している。しかし、今回調査したアーカイブズ機関の利用規則・規程には、こうした電子的な利用サービスの現状を反映した内容をまったく見出すことができなかった。このことは、地方公共団体のアーカイブズにおいてオンラインを通じた電子的な利用サービスというものが、傍流のサービスであり、来館を前提とした利用サービスを念頭に置いていることを明瞭に示している。

これだけ、社会の中にオンラインネットワークが普及している現状を踏まえれば、アーカイブズ機関の利用についても、その情報基盤を活用した非来館型サービスに向けたアーカイブズ機関の利用規則・規程の整備を考えてもおかしくはない。しかし、そのような現状にはなく、電子的なサービスは、試行的に取り組まれている状況にとどまっている。

表5 規則に記載された地方公共団体のアーカイブズ機関の利用に関する規定内容

利用サービス内容	利用サービス内容を規定するアーカイブズ機関の都道府県名 ⁽⁶⁵⁾
利用時間	北海道、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、新潟、富山、福井、愛知、奈良、京都、和歌山、岡山、鳥取、広島、山口、香川、徳島、大分、沖縄
利用日	北海道、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、新潟、富山、福井、愛知、奈良、京都、和歌山、岡山、鳥取、広島、山口、香川、徳島、大分、沖縄
利用者遵守事項	北海道、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、新潟、富山、福井、愛知、京都、和歌山、岡山、鳥取、広島、山口、香川、徳島、大分、沖縄
利用制限文書	北海道、宮城、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、新潟、富山、福井、愛知、奈良、和歌山、岡山、広島、香川、徳島、大分、沖縄
閲覧	北海道、宮城、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、新潟、富山、愛知、和歌山、岡山、鳥取、広島、香川、徳島、大分、沖縄
閲覧場所	北海道、宮城、茨城、群馬、東京、神奈川、新潟、富山、岡山、香川、沖縄
複写申し込み	北海道、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、愛知、和歌山、岡山、香川、徳島、大分、沖縄
複写（製）費用	北海道、宮城、東京、新潟、富山、福井、愛知、京都、和歌山、岡山、香川、徳島、大分、沖縄
資料転載	北海道、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、広島、香川、徳島、沖縄
貸し出し	北海道、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、新潟、愛知、和歌山、岡山、鳥取、広島、香川、徳島、大分、沖縄
利用相談	北海道、東京、新潟、沖縄
破損対応・賠償	北海道、宮城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、新潟、愛知、和歌山、岡山、広島、山口、大分、沖縄
行政利用	東京、新潟、沖縄

4.3 国立大学に設置されたアーカイブズ機関における利用サービスに関する規則・規程

本節では、国立大学に設置されたアーカイブズ機関の利用サービスの内容を示す規定内容について、どのような傾向があるのかを各国立大学アーカイブズ機関の利用規則・規程に基づき把握した。その結果（表6）、国立大学のアーカイブズ機関における利用サービスの内容は、アーカイブズ機関の利用規則・規程上の規定から把握する限り、非常に類似するものである。

特に、利用日、利用時間、利用遵守事項、閲覧、破損対応・賠償の6項目については、調査した7国立大学アーカイブズ機関の利用規則・規程から、その共通性を確認することができた。この結果は、大学アーカイブズ機関においても地方公共団体のアーカイブズ機関の利用規則・規程と同様に、来館を基本としたサービスを規定していることが明かとなった。

その一方で、国立大学に設置されたアーカイブズ機関の中には、東北大学史料館「東北大学関係写真データベース」⁽⁶⁸⁾のようなデジタルアーカイブズに類するものを提供する試みも散見される。そこでは、「写真の利用について」と題された利用案内に、転載する場合に連絡を求め、「写真の無断転載はご遠慮願います」との一文が示されている⁽⁶⁹⁾。こうした内容は、本来アーカイブズ機関の利用規則・規程として位置づけられるべき内容であるものの、不明瞭のままとなっている。

それは、先に挙げた地方公共団体のアーカイブズ機関と同じく、来館を前提とするサービスを念頭に置いていることを明瞭に示すものである。

4.4 小括

本章では、国、地方公共団体、大学に設置されたアーカイブズ機関の提供するサービス内容が利用規則・規程においてどのくらい明示されている

表6 規則に記載された大学のアーカイブズ機関の利用に関する規定内容

利用サービス内容	利用サービス内容を規定する、利用サービス規則・規程とその条項 (*括弧内は、当該内容を規定する条項を示す)
利用時間	北海道大学大学文書館利用内規(第5条)、東北大学史料館利用規則(第5条)、東京大学史史料室利用規則(第6条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第6条)、京都大学大学文書館利用要項(第7条)、広島大学文書館利用内規(第8条)、九州大学大学文書館利用規程(第5条)
利用日	北海道大学大学文書館利用内規(第4条)、東北大学史料館利用規則(第4条)、東京大学史史料室利用規則(第6条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第5条)、京都大学大学文書館利用要項(第6条)、広島大学文書館利用内規(第7条)、九州大学大学文書館利用規程(第4条)
利用遵守事項	北海道大学大学文書館利用内規(第2条)、東北大学史料館利用規則(第3条)、東京大学史史料室利用規則(第2条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第2条)、京都大学大学文書館利用要項(第2条)、広島大学文書館利用内規(第2条)、九州大学大学文書館利用規程(第2、3条)
利用制限文書	北海道大学大学文書館利用内規(第3条)、東北大学史料館利用規則(第13条)、東京大学史史料室利用規則(第4条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第13条)、京都大学大学文書館利用要項(第4条)、広島大学文書館利用内規(第4条)
閲覧	北海道大学大学文書館利用内規(第6条)、東北大学史料館利用規則(第7条)、東京大学史史料室利用規則(第8条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第7条)、京都大学大学文書館利用要項(第8-9条)、広島大学文書館利用内規(第9-10条)、九州大学大学文書館利用規程(第7条)
閲覧場所	北北海道大学大学文書館利用内規(第8条)、東京大学史史料室利用規則(第7条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第8条)、京都大学大学文書館利用要項(第10条)、広島大学文書館利用内規(第11条)、九州大学大学文書館利用規程(第8条)
複写申し込み	北海道大学大学文書館利用内規(第10条)、東北大学史料館利用規則(第8条)、東京大学史史料室利用規則(第9条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第9条)、京都大学大学文書館利用要項(第12条)、広島大学文書館利用内規(第13条)
複写(製)費用	北海道大学大学文書館利用内規(第10条)、京都大学大学文書館利用要項(第13条)、広島大学文書館利用内規(第15条)
資料転載	北海道大学大学文書館利用内規(第11条)、京都大学大学文書館利用要項(第14条)、広島大学文書館利用内規(第16条)、広島大学文書館利用内規(第16条)
貸し出し	北海道大学大学文書館利用内規(第13条)、東北大学史料館利用規則(第9条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第11条)、京都大学大学文書館利用要項(第16条)、広島大学文書館利用内規(第19条)
利用相談	北海道大学大学文書館利用内規(第12条)、東北大学史料館利用規則(第10条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第10条)、京都大学大学文書館利用要項(第15条)、広島大学文書館利用内規(第17条)
破損対応・賠償	北海道大学大学文書館利用内規(第14条)、東北大学史料館利用規則(第12条)、東京大学史史料室利用規則(第11条)、名古屋大学大学文書資料室利用規程(第12条)、京都大学大学文書館利用要項(第18条)、広島大学文書館利用内規(第21条)、九州大学大学文書館利用規程(第9条)

かを明かすとするとともに、その傾向があるのか検討を行った。

その結果、国のアーカイブズ機関には、オンラインを通じた非来館型サービスに対応していく姿勢が、一部の利用規則・規程の中に見られた。しかし、多くの国、地方公共団体、大学に設置されたアーカイブズ機関の利用規則・規程は、来館を念頭に置いていることを明瞭に示す内容であった。しかし、来館を念頭においたアーカイブズ機

関の中には、オンラインを活用した情報提供サービスを行う取り組みも散見される。それは、試行的な非来館型の利用サービスかもしれない。しかし、一般の利用者に向けた内容である以上は、利用サービスと明確に位置づけるに値するものであり、それに対応した利用規則・規程の整備が進められていくべきである。

5. 非来館を念頭に置いたアーカイブズ機関の利用規則・規程に向けて

それでは、アーカイブズ機関において、従来の来館を念頭に置いたサービス内容に関連した利用規則・規程にとどまらない、非来館型サービスをも包括した利用規則・規程を目指すにはどのような点を留意すればよいのだろうか。

以上を踏まえつつ、本章では、今後日本のアーカイブズ機関がどのように対応していくべきか、その方向性を挙げておきたい。そのため、従来の来館を前提とした利用規則・規程の項目を挙げ、今後どのような点が盛り込まれていくべきかを以下の表を用い、指摘する。

表7 来館型利用規則・規程を念頭に置いた非来館型利用規則・規程に必要な点

利用時間	オンラインを通じたサービスは、24時間基本的に可能になるため、職員に対する問い合わせ等の人為的なサービス内容でない限り、利用時間の明記する必要はなくなる。しかし、サーバーなどのメンテナンス時には、利用できないことを明記しておく必要がある。
利用日	利用日については、利用時間とほぼ同様の視点が盛り込まれていれば良いと言える。
利用遵守事項	利用者がその利用に際し、遵守すべき事項については、匿名性が高くなるオンラインという特徴を踏まえたものでなければならない。
利用制限文書	個人情報などを含んだ利用制限となる文書については、来館型、非来館型に関わりはないはずである。しかし、個人情報などを含んだ文書について、本人情報の開示などをオンラインで行う場合には、その方法を明示しておく必要がある。
閲覧	デジタルアーカイブズの利用する際に、何らかの登録をさせる方法を採用するかによって、その内容は大きく変わってくる。
閲覧場所	デジタルアーカイブズなどのオンラインによる提供になれば、24時間体制になるため、いつでもどこでもネット環境さえ整えられれば見ることができるようになる。この項目の必要は基本的なくなるだろう。しかし、来館してデジタルアーカイブズの利用ができるようにするのであれば、その点について明示しておく必要がある。
複写申し込み	複写申し込みは、データのダウンロードに相当するものと考えれば、ダウンロードした記録が残るような申し込みの方式を採用することも含めて検討していかなければならない。しかし、広く利用を促進するのであれば、自由利用を念頭に置いていることを明瞭に示すことも必要である。
複写（製）費用	前項同様、ダウンロードに相当するものと考えれば、オンラインにアクセスする諸費用については、利用者の負担であることを明示しておく必要がある。
資料転載	ネットワーク環境を前提とした著作権を考慮した内容を明示する必要がある。例えば、アジア歴史資料データベース利用規則第4条「利用者がデータベースに含まれる情報を記事、論文等へ引用する場合には、第1項及び前項の規定は適用されない。利用者がデータベースに含まれる情報を第1項から前項までの規定に基づき利用するときは、当該情報の出典を明らかにしなければならない」に見られるような、オンラインを前提とした著作権を念頭に項目を設けるべきである。また、記載資料転載先からの無断利用についても考慮した項目を加えることも検討するべきである。
貸し出し	デジタルアーカイブズになれば、24時間体制になるため、いつでもどこでもネット環境さえ整えられれば見ることができるようになる。この項目の明記はなくなるだろう。
利用相談	基本的には、来館型のサービスと同等の内容で不都合はないと言える。しかし、その方法や受付の制限事項については、明示しておく必要がある。
破損対応・賠償	アジア歴史資料データベース利用規則第5条に見られるような「利用者が本規則に従わず、本規則に反する行為、又はシステムの運用を侵害する行為を行った場合、センター長は、当該利用者のアクセスを拒否することができる」というような利用の制限することだけでなく、ハッカーやクラッカーなどについて具体的な対応と賠償責任について明記しておく必要がある。

以上のように、オンラインを念頭に置いた非来館型のサービスであっても一定程度来館型サービスと同じような点について規定するべき事項が存在する。しかし、オンラインを念頭に置いた場合には、オンラインに接続することで負ったりスクや被害についての免責について明示しておく必要があるなど、その特有の性質を踏まえた項目も盛り込んでおかなければならない。

おわりに

最後に、本稿で扱ってきたことをごく簡単に振り返るとともに、今後の課題を挙げておきたい。

日本のアーカイブズ機関は、そのウェブサイトにおいて来館利用を前提とした利用サービスに関する情報発信を一般的に実施している。しかしながら、本稿を通じて日本のアーカイブズ機関において、非来館型のサービスに対応するような情報発信に向けたアーカイブズ機関の利用規則・規程が整えられていない状況が明らかとなった。そのような中で、今後日本のアーカイブズ機関は、非来館型サービスに対応すべく、オンラインを活用したデジタルアーカイブズに対応した利用規則・規程を考えていかなければならないことを明かした。そして、その利用規則・規程に盛り込まれるべき点を指摘した。

本稿では、日本の国、地方公共団体、大学のアーカイブズ機関を踏まえて検討をおこなった。しかし、日本国内の他のアーカイブズ機関及び、世界の多様なアーカイブズ機関に目を向ければもっと多くのオンラインを前提とした利用サービスに取り組んでいる事例を見出すことができるかもしれない。そのような先進的な事例を多く集めた上で比較検討することでより明確に、これからのアーカイブズ機関に必要とされる利用規則・規程の方向性を示すことができるであろう。この点は、取り組んでいくべき、課題として挙げておきたい。

[註]

(1) アーカイブズ (Archives) という用語は、永続的に維持する何らかの価値を有する記録・文書とそうした価値を有する記録を扱う機関を語義として持っている。それを踏まえ、本稿では、前者を「アーカイブズ」と記し、後者を「アーカイブズ機関」と記すことで、この2つの語義を明確に示すようにした。

(2) 例えば、以下のものが挙げられる。

五島敏芳「EADによる電子的検索手段のデータ記載形式—いくつかのEAD最良実践ガイドラインから」『情報知識学会誌』第15巻2号, 2005, p.25-32.

中島康比古「電子公文書等の長期保存：国立公文書館の取組みを中心として」『レコード・マネジメント』第53号, 2007, p.12-27.

田嶋知宏「機能別評価選別による行政文書の評価と選別」『北の丸』第40号, 2007, p.111-88.

(3) 「国立公文書館を訪ねて」『視聴覚教育』第60巻8号, 2006, p.16-21.

坂井知志「沖縄県公文書館を訪ねて：アーカイブズの利用上の課題」『視聴覚教育』第60巻9号, 2006, p.66-71.

「各地の公文書館におけるデジタルアーカイブ」『視聴覚教育』第60巻10号, 2006, p.24-27.

(4) 例えば、和歌山県立文書館管理規則（平成5年規則第21号）6条が挙げられる。

(5) 『愛知県公文書館年報』第22号, 2008, p.8-11.

(6) 『愛知県公文書館年報』第22号, 2008, p.8.

(7) 『文書館だより』群馬県立文書館, 第45号, 2008, p.3.

(8) 小宮山道夫「広島大学文書館企画展示2007「梶山季之資料展 君は梶山季之を知っているか!」の記録」『広島大学文書館紀要』広島大学文書館, 第10号, 2008, p.99-126.

(9) 田嶋知宏「デジタル環境下の文書館における学習活動支援の現状と課題」『八洲学園大学紀要』第4号, 2008, p.93-96.

この論考に掲載した「文書館のウェブサイト調査結果」の一覧によれば、都道府県のアーカイブ

- ズ機関のウェブサイトのほとんどは、開館日、開館時間、交通案内、来館しての利用方法、催事案内といった来館利用を前提とする情報を提供していることが確認できる。
- (10) 白井哲哉「文書館の利用と普及—利用者論の観点から」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学：上巻』柏書房，2003，p.347-362.
- (11) 同上，p.354-355.
- (12) 同上，p.354-355.
- (13) 森本祥子「アーキビストの専門性：普及活動の視点から」『史料館研究紀要』第27号，1996，p.97-124.
- (14) 源河葉子「公文書館レファレンスサービスについての一考察」『沖縄県公文書館研究紀要』第3号，2001，p.57-65.
- (15) 小松芳郎「利用、研究、普及」『アーカイブ事典』大阪大学出版会，2003，p.122-126.
- (16) 小川千代子；岩下ゆうき「公開された戦後資料へのアクセス—公文書館のHP調査から」『図書館雑誌』第99巻7号，2005，p.434-436.
- 田嶋知宏「アーカイブズにおけるレファレンスサービス」『情報社会試論』第11号，2006，p.81-111.
- (17) 独立行政法人国立公文書館利用規則
www.archives.go.jp/guide/regulations.html（参照2008-09-20）.
- (18) アジア歴史資料データベース利用規則
www.jacar.go.jp/kisoku/kisoku.html（参照2008-09-20）.
- (19) 書陵部所蔵資料一般利用規則
www.kunaicho.go.jp/syoryobu/shoryoburiyou.pdf（参照2008-09-20）.
- (20) 外務省外交史料館利用規則
www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryu/kisoku.html（参照2008-09-20）.
- (21) 戦史資料の閲覧利用規則
www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/d_fd/2000/dy20010330_00001_000.pdf（参照2008-09-20）.
- (22) 国立国会図書館資料利用規則
www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/a5211.pdf（参照2008-09-20）.
- (23) 条例に拠らない設置の例としては、東京都公文書館や大阪府公文書館などがある。
- (24) 国立公文書館の関連リンク集によれば日本では、30都道府県にアーカイブズ機関が設置されていることがわかる。今回は、アーカイブズ機関の設置条例や利用管理規則などがオンラインを通じて提供されていない福島、茨城、岐阜、大阪、兵庫の5府県を除く、北海道、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、新潟、富山、福井、愛知、奈良、京都、和歌山、岡山、鳥取、広島、山口、香川、徳島、大分、沖縄の25都道府県を対象とした。
- (25) 秋田県公文書館『事業年報』第15号，2008，p.31.
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1217985943652/files/H20nenpou.pdf>（参照2008-09-20）.
- (26) 神奈川県立公文書館『平成19年度神奈川県立公文書館年報』2008，p.35-40.
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0219/publication/nenpo/h19nenpo/h19nenpo.pdf>（参照2008-09-20）.
- (27) 長野県立歴史館『年報：2005年度』第8号，2006，p.11-12.
<http://www.npmh.net/pdf/2005kenreki08.pdf>（参照2008-09-20）.
- (28) 『岡山県立記録資料館年報：平成19年度』2008，p.40-45.
<http://archives.pref.okayama.jp/H19annual.pdf>（参照2008-09-20）.
- (29) 『広島県立文書館事業年報：平成18年度』2007，p.23-24.
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soumu/bunsyo/monjokan/h18nenpou.pdf>（参照2008-09-20）.
- (30) 北海道例規類集データベース・サービス
www.reiki.pref.hokkaido.jp/（参照2008-09-20）.
- (31) 宮城県例規集
reiki.pref.miyagi.jp/reiki/reiki.html（参照2008-09-20）.
- (32) 秋田県例規集
www.pref.akita.jp/kaikaku/reiki_int/reiki_menu.html（参照2008-09-20）.

- (33) 茨城県例規全集
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/somu/reiki_int/reiki_mokuji/r_taikei_main.html (参照 2008-09-20).
- (34) 栃木県例規集
http://www.pref.tochigi.jp/reiki/reiki_mokuji/r_taikei_main.html (参照 2008-09-20).
- (35) 群馬県例規集
http://www.pref.gunma.jp/a/05/d1w_reiki/mokuji_bunya_top.htm (参照 2008-09-20).
- (36) 埼玉県法規集
https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/saitama-ken/D1W_login.exe (参照 2008-09-20).
- (37) 千葉県法規集
<http://www.pref.chiba.jp/reiki/reiki.html> (参照 2008-09-20).
- (38) 東京都例規集
http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html (参照 2008-09-20).
- (39) 神奈川県法規集
http://k-base03.pref.kanagawa.jp/cgi-bin/d1w_savvy/d1w_login.exe (参照 2008-09-20).
- (40) 新潟県例規集
http://www1.g-reiki.net/niigataken/reiki_mokuji/r_taikei_main.html (参照 2008-09-20).
- (41) 富山県例規集
http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_mokuji/r_taikei_main.html (参照 2008-09-20).
- (42) 福井県文書館 条例・規則等
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/09/Regulations.html> (参照 2008-09-20).
- (43) 長野県法規集
https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/d1w_login.exe (参照 2008-09-20).
- (44) 愛知県法規集
http://www.som.pref.aichi.jp/d1w_reiki/aiti.htm (参照 2008-09-20).
- (45) 京都府例規集
<http://www.pref.kyoto.jp/reiki/index.html> (参照 2008-09-20).
- (46) 大阪府例規集
http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html (参照 2008-09-20).
大阪府例規集には、利用要領並びに、利用細則の収録が行われていない。
- (47) 奈良県図書館 図書館概要
<http://www.library.pref.nara.jp/guide/outline.html#ORDINANCE> (参照 2008-09-20).
- (48) 和歌山県例規集
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_menu.html (参照 2008-09-20).
- (49) 鳥取県例規集
<http://reiki.pref.tottori.jp/reiki/reiki.html> (参照 2008-09-20).
- (50) 岡山県例規集
<http://reiki.pref.okayama.jp/reiki/reiki.html> (参照 2008-09-20).
- (51) 広島県法規
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soumu/bunsyo/kenhouki/reiki_menu.html (参照 2008-09-20).
- (52) 山口県例規集
<http://reiki.pref.yamaguchi.lg.jp/reiki/reiki.html> (参照 2008-09-20).
- (53) 徳島県例規集
http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_menu.html (参照 2008-09-20).
- (54) 香川県法規集
<http://www.pref.kagawa.jp/somugakuji/hoki/> (参照 2008-09-20).
- (55) 大分県法規集
http://www1.g-reiki.net/pref_oita/reiki.html (参照 2008-09-20).
- (56) 沖縄県公文書館 関係法令
<http://www.archives.pref.okinawa.jp/riyou/low/> (参照 2008-09-20).
- (57) 北海道大学大学文書館利用内規
www.hokudai.ac.jp/bunsyo/images/imag/images%20folder/laws1/riyou%20naiki.pdf (参照 2008-09-20).
- (58) 東北大学史料館利用規則
www.archives.tohoku.ac.jp/kiteishu/riyokisoku.html

- (参照 2008-09-20).
- (59) 東京大学史料室利用規則
www.u-tokyo.ac.jp/history/02_j.html (参照 2008-09-20).
- (60) 名古屋大学大学文書資料室利用規程
www.nagoya-u.ac.jp/kisoku/document/frame/fr00001474.htm (参照 2008-09-20).
- (61) 京都大学大学文書館利用要項
www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w0020263001.html (参照 2008-09-20).
- (62) 広島大学文書館利用内規
home.hiroshima-u.ac.jp/hua/guide/naiki.html (参照 2008-09-20).
- (63) 九州大学大学文書館利用規程
www.arc.kyushu-u.ac.jp/kisoku1.html (参照 2008-09-20).
- (64) 宮内庁書陵部「閲覧利用案内」
<http://www.kunaicho.go.jp/syoryobu/eturanriyouannai.html> (参照 2008-09-20).
- (65) この表では、正式なアーカイブズ機関名を繰り返し記すと欄表の分量が膨大になってしまうため、便宜的に都道府県名にとどめた。正式名については、(表 2) を参照されたい。
- (66) 例えば、以下の事例がある。
群馬県立文書館「インターネット古文書講座」
<http://www.archives.pref.gunma.jp/inter-koza.htm>
(参照 2008-09-20).
- (67) 例えば、以下の事例がある。
福井県文書館「収蔵資料展示 今月のアーカイブ」
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/m-exhbt/AMindex.html> (参照 2008-09-20).
- (68) 東北大学史料館「東北大学関係写真データベース」
<http://webdb3.museum.tohoku.ac.jp/tua-photo/index.php> (参照 2008-09-20).
- (69) 東北大学史料館「写真の利用について」
<http://webdb3.museum.tohoku.ac.jp/tua-photo/photo-riyo.html> (参照 2008-09-20).

